

2017.4.13 近未来モビリティ研究会活動

超小型電気自動車のカテゴリーを考える

2017年4月13日 和田政信

日本における超小型電気自動車の市場導入の可能性を、警察庁所管の道路交通法(道交法)と国土交通省所管の道路運送車両法(車両法)から考えてみた。

- MVFの考える、乗員3~4人の超小型電気自動車の導入は低速車又は軽自動車カテゴリーとして日本では導入できない。
- 国交省の検討している、超小型モビリティのガイドラインの市販車適用は難しい、できたとしても乗員2人でMVFの考えている乗員3~4人としては使えない。
- 国交省は軽検協の設立まで車両法で規定している。軽自動車の規格変更は期待できない。
- 電動アシスト自転車を自転車として認めさせたヤマハの涉外力は素晴らしい。

(1)歩道を走行できるモビリティ

身体障害者用 電動車椅子	警察庁所管 歩行者扱い	1人乗り 最高速6Km モーター駆動	全長120cm以下 全幅70cm 全高109cm	
電動歩行補助車 シニアカー	警察庁所管 歩行者扱い	1人乗り 最高速6Km モーター駆動	全長120cm以下 全幅70cm 全高109cm	

(2)一般道を走行できるモビリティ

電動アシスト 自転車	警察庁所管 自転車扱い	1人+幼児 最高速24Km	人力と電力補助 10Km以下1:2 24Kmでゼロ	ヘルメットは幼児・児童への着用努力義務のみ。
普通自転車 (側車・牽引車なし、2・3輪車)	警察庁所管 (保安基準の対象外)	1人+幼児 最高速60Km ブレーキ装備	全長190cm以下 全幅60cm	ヘルメットは幼児・児童への着用努力義務のみ。
第一種電動4輪原付自転車	国交省所管 保安基準適用	1人+30Kg 最高速60Km 定格出力0.6Kw	全長250cm以下 全幅130cm 全高200cm	シートベルト装備・ヘルメット着用免除
超小型モビリティ	国交省所管 ガイドライン	2人 最高速30Km 定格出力8Kw	全長250-340cm 全幅130-148cm 全高200cm	安全基準適用免除検討中、シートベルト装備要
軽規格の低速車	国交省所管 保安基準適用	4人 最高速20Km 定格0.6Kw以上	全長340cm以下 全幅148cm 全高200cm	シートベルト装備免除、灯火器・ブレーキは基準適用

(3)一般道・高速道を走行できるモビリティ(普通自動車は省略)

軽自動車	国交省所管 保安基準適用	4人 最高速60/100Km 定格0.6Kw以上	全長340cm以下 全幅148cm 全高200cm	安全基準フル適用
小型自動車	国交省所管 保安基準適用	10人 最高速60/100Km 定格出力12Kw	全長470cm以下 全幅170cm 全高200cm	安全基準フル適用